

# いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー

熊本県立天草高等学校倉岳校

**1 いじめ問題の発見、連絡、通報等**

- ・ いじめられている本人からの訴え
- ・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・ 教師の発見、気づき
- ・ いじめについてのアンケート年3回（7月・12月・2月）実施

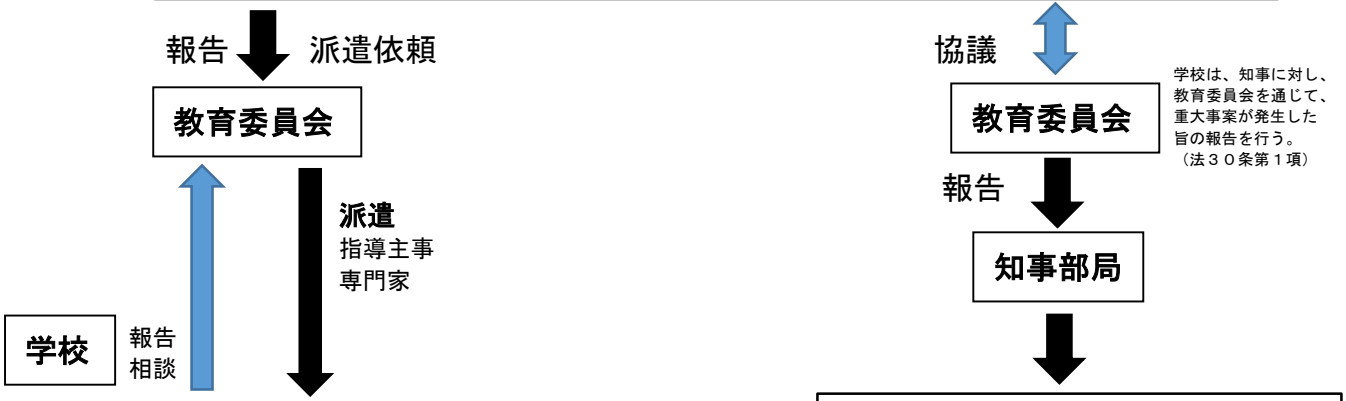


**2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）**

- ・ 生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する。 ・ 情報源を明かさない。
- ・ いじめた側の生徒の考え、行為を正確に把握する。
- ・ 具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。
- ・ 第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・ 事実と周辺情報を区別する。
- ・ 報告：発見又は連絡を受けたものは、速やかに報告する。（学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長）



## 重大事態と判断（校長）



**3 対応組織による調査の実施（法28条1項）**

基本調査 対応組織

- 学校 拡大いじめ防止対策調査委員会
- 外部 教育委員会派遣の専門家
- 教委 県教育委員会の指導主事

法22条のいじめ防止対策組織（いじめ問題対策委員会）を母体として、教育委員会から派遣された外部専門家などを加えたメンバーで教育委員会と協力して調査を行う。

保護者等

- ・ 情報を適切に提供
- ・ 調査結果の報告

調査結果の報告

**4 付属機関による再調査**

県知事は、当該報告に係る重大事態への対処、または重大事態と同種の事故発生防止のため、必要と判断したときは、付属機関（第三者委員会で構成）による再調査を実施する。（法30条2項、31条2項）

**第三者委員会**

付属機関を設けて調査を行う方法により、第28条1項の規定による調査結果について調査を行うこと。

派遣 専門家

詳細調査 **学校調査委員会**

- 学校 拡大いじめ防止対策調査委員会を母体とした教職員
- 外部 弁護士・精神科医・学識経験者 心理・福祉の専門家
- 教委 県教育委員会の指導主事
- ※委員の半数以上は外部委員とする。

保護者等

教育委員会

議会

調査結果の報告

**5 再調査の結果を踏まえた措置（法30条5項、31条3項）**

第30条5項 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。